

電子入札システム利用契約基本仕様書

令和8年4月
さくら市

第一章 電子入札システム使用料基本事項

1. 業務概要

本業務は、さくら市（以下、「本市」という。）の入札・契約業務における公平性・透明性確保の一層の促進、利便性の向上等を目的とし、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）と財団法人港湾空港建設技術サービスセンター（以下「SCOPE」という。）が共同開発した電子入札コアシステム（以下「コアシステム」という。）を利用し、電子入札を実施するため、システムのアウトソーシングサービス（以下「電子入札サービス」という。）の提供を受けるものである。

なお、コアシステムについては、本市が JACIC と別途契約し、提供する。

2. 期間

令和 9 年 3 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

※契約については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 3 及びさくら市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 18 年さくら市条例第 5 号)に規定される長期継続契約とする。そのため、契約にあたっては、市の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付すものとする。

3. 業務範囲

本件業務はこの仕様書に記載する範囲とする。ただし本仕様書に記載がない事項であっても、本システム導入、利用にあたり、受注者が「企画提案書」において提案した事項及び社会通念に照らし本業務の履行において必要不可欠と判断される事項については、本業務の範囲に含むものとし、本仕様書で特に負担者又は負担方法を定めている場合を除き、全て受注者の負担で実施するものとする。

なお、上記の範囲を超えた仕様の追加や変更が必要な場合は、費用負担等を含め、本市及び受注者双方が協議の上、決定するものとする。

4. 検収完了

「電子入札システム」のサービス開始及び文書による成果物を納品するに当たっては、本市による運用試験を実施し、システムの動作及び設定に問題がないことを条件とする。

なお、運用試験のシナリオ及びデータは本市が作成する。

5. 業務履行場所

さくら市役所

6. 支払い条件

- ・ 本件は日々のシステム、機器の円滑な稼働をもって検査に代えるため、完了時検査は実施しない。
- ・ 各年度又は各月ごとの支払を基本とし、発注者と受注者の両者協議によって定める。

- ・ 請求書には、契約書の件名を必ず記載すること。
- ・ 消費税及び地方消費税は、1円未満を切り捨てるものとする。

7. その他

電子証明書及びカードリーダーは、本市が別途調達するものとする。

第二章 電子入札システムのサービス利用契約

電子入札システムのサービスを提供するにあたり、以下の運用保守を行うこと。

1. 基本システム

- (1) コアシステムのバージョンは V6 R4 以上を基準に運用することとし、JACIC/SCOPE から改訂版の提供があった時には、速やかにバージョンアップを実施すること。
- (2) サービスの安定運用に向け必要な措置を講じること。

2. セキュリティ対策

(1) 施設に関するセキュリティ対策

①～⑦の条件を満たす自社データセンタ、又は本市と同等規模以上の自治体向けにサービス提供実績のあるパブリッククラウド環境でのサービス提供を前提とする。

- ① 自社のデータセンタを利用し、システムの運用を開始するために必要な環境は、請負者が保有するデータセンタの共有資源を活用することを前提とする。
- ② 請負会社自身の保有する、情報セキュリティマネジメント（ISMS）に準ずる資格認定を有したデータセンタとする。
- ③ 活断層を回避した立地、耐震構造、免震床等の地震対策が採られていること。
- ④ 電源設備としては、停電時の対策として CVCF 装置／自家発電装置の対策を講じており、燃料備蓄・燃料優先供給契約等、災害時等であっても安定的に稼動できること。
- ⑤ 温度・煙センサを備えた自動火災警報装置、ハロゲン化消火設備を備えること。
- ⑥ 24 時間 365 日対応の空調設備を備えること。
- ⑦ 電子入札システム、競争参加資格申請受付システムと同じデータセンタであること。

(2) データ・システムに関するセキュリティ対策

データ及びシステムに対する保護対策(外部からの不正アクセス防止・不正ファイル操作防止・不正持ち出し防止・ウイルス対策・SSL 通信等)を講じていること。

(3) 運用監視方法

運用環境の稼動監視体制、重大な障害に対するリスク回避対策等の措置を講じていること。

3. 予定調達件数

以下の予定調達数量を問題なく運用できる環境を用意すること。

調達区分	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	合計
工事/コンサル	170件	170件	170件	170件	170件	850件
物品/役務	0件	10件	10件	10件	10件	30件

※物品/役務は試験的に利用想定

4. システム稼働時間

各システムは以下の通り稼働させること。

- ① 電子入札システム（本市） 平日 8:00 から 22:00 まで
- ② 電子入札システム（受注者） 平日 8:00 から 22:00 まで
- ③ 入札情報公開システム（本市） 平日 8:00 から 22:00 まで
- ④ 入札情報公開システム（受注者） 平日 6:00 から 23:00 まで

※土日・祝日及び年末年始は、定期メンテナンスでサービス停止として差し支えない。

※データバックアップは、システム利用可能時間外に実施、システム稼働に影響を与えないものとする。

※受注者による標準稼働時間が上記と異なる場合、利用可能時間に上記時間帯が含まれていれば、システム標準稼働時間でのサービス提供として差し支えない。

※稼働時間は、上記の時間を基本とし、本市との協議により決定する。

5. ヘルプデスクの設置

本市職員、入札参加者向けに、システム専用のコールセンター（ヘルプデスク）の窓口を開設すること。運用時間帯は、平日（土日・祝日を除く）9:00 から 17:30 まで（12:00 から 13:00 までを除くことができる）とすること。

※ 運用時間は、上記の時間を基本とし、本市との協議により決定する。

6. 成果物及び納期等

利用実績を以下の通り、報告すること。

	成果品名	部数	形態	納期
1	システム利用実績一覧	1部	電子データ	翌月10営業日まで
2	ヘルプデスク問合せ一覧 (発注者・受注者別)	1部	電子データ	翌月10営業日まで

7. 業務ピーク時のレスポンス保証

業務ピーク時でも以下の条件でレスポンスを保証すること。

1 開札あたり 15 業者の参加案件に対して、完全 IC カードによる開札処理時間（一括開札処理～落札者決定通知書発行完了まで）は5分以内とする。ただし、庁内 LAN 回線及びインターネット利用回線の混雑状況によりレスポンスの保証ができない場合については、別途協議とする。

8. データの保管期間

電子入札システムに登録したデータは当年度を含め3年度分をデータベースに保管すること。保管期間を経過したデータについては本市の確認をもって削除すること。

9. 連絡体制

(1) 通常時の連絡方法等

原則として、平日の 9:00 から 17:30 において、本市との間で本業務に係る連絡・調整等に迅速に対応可能な体制を整備すること。

※ 連絡時間は、上記の時間を基本とし、発注者との協議により決定する。

(2) 現地派遣

本業務の円滑な遂行のうえで必要と判断した場合、本業務の管理技術者、現場作業責任者、あるいは業務内容を把握した代理担当者（以下、「管理技術者等」という。）を必要な場所に派遣しなければならない。

なお、管理技術者等の現地派遣が必要となった場合、迅速に対応しなければならない。

(3) 緊急時の連絡体制等

業務時間外（平日の 8:30 から 17:30 を除くすべての時間）において、本市が緊急に連絡調整を必要とする場合、速やかに本市との連絡をとれる体制を整備すること。

10. システム保守

各システムの保守として以下の内容を実施すること。

- ・制度改正への対応をすること。
- ・コアシステムが最新 OS と最新ブラウザに対応した場合には、速やかに動作検証を行い、電子入札サービスでも利用可能とすること。
- ・JACIC よりコアシステムの追加機能、変更機能モジュールが提供された場合は、本市と協議の上、対応すること。
- ・組織名、部署名の変更については、本業務内で対応すること。
- ・データバックアップ及びリストア作業が必要な場合は対応すること。

11. 受注者の運用保証期間

- ・受注者は、サービス開始より最低5年間の運用を保証すること。
- ・万が一当該事業を撤退する場合には、本市への負担軽減を最大限に考慮し、他のコアシステムサービス提供者への引継ぎが容易にできること。

1 2. その他

- ・インターネット及び LGWAN 経由でシステム利用ができること。
- ・コアシステム対応民間電子認証局発行の電子証明書に対応すること。本市については、LGPKI の電子証明書も利用可能であること。
- ・検証環境は、年度ごとに3か月間ずつ利用できるよう、請負者が提供すること。
- ・業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1 3. 問い合わせ先

- ・仕様に関する質疑や協議について別紙「実施要領」の記載のとおりとする
- ・本仕様書に記載されていない事項については発注者と受注者にて協議の上決定する

さくら市 総合政策部 財政課 財産管理係
住所:栃木県さくら市氏家 2771 番地
TEL:028-681-1122
mail:zaisei@city.tochigi-sakura.lg.jp